

是政保育園運営規定

(総則)

- 第1条 宗教法人西藏院が運営する是政保育園（以下「保育園」という。）の管理及び運営については、この規程に定めるところによる。

(目的)

- 第2条 この規定は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「内閣府令」という。）第20条の規定に基づき保育園の管理及び運営についての重要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

- 第3条 保育園の名称及び位置は次のとおりとする、

名称	位置
是政保育園	府中市是政3-6
是政保育園分園	府中市是政4-1

(施設の目的)

- 第4条 この保育園は、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（それぞれ児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」）第4条第1項第1号に規定する乳児または同項第2号に規定する幼児をいう。）その他保育を必要とする児童（同条に規定する児童をいう。）の保育を行うことを目的とする。

(施設の運営方針)

- 第5条 保育園の運営方針は、次のとおりとする

- (1) 保育園に入園する乳児及び幼児（以下「入園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 家庭との厳密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達適程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 入園児の保護者その他の社会資源との連携を図り、入園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努めるものとする。
- (4) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営を行うものとする。

(提供する保育の内容)

第六条 保育課程その他の保育の内容は保育所保育指針に従うものとする。

(職員の職種及び員数)

第7条 保育園には、次の職員を置くものとする

- (1) 園長 1名 (常勤専従)
- (2) 事務長 1名 (常勤兼任)
- (3) 主任保育士 1名 (常勤専従)
- (4) 保育士 (副主任保育士含む) 19名 (常勤専従・非常勤)
- (5) 栄養士 1名 (常勤専従)
- (6) 調理員 2名 (常勤専従)
- (7) 看護師 1名 (常勤専従)
- (8) 事務員 1名 (非常勤)
- (9) 嘱託医 各1名 小児科・歯科)
- (10) 保育補助 若干名

2 施設長が必要に応じて増員が必著と認め、代表役員が認めたとき増員することができる。

(職務内容)

第8条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長は当園を管理し、職員を指揮監督する
- (2) 事務長は会計経理及び事務を指揮監督し、園長を補佐する。
- (3) 主任保育士は園長を補佐し、職員を指揮監督する。
- (4) 副主任保育士は主任保育士を補佐し、職務遂行の為の調整及び職員指導する。
- (5) 保育士は児童の保育に従事する。計画の立案、実施記録及び家庭連絡・支援などの業務を行う。
- (6) 看護師は施設及び児童の保健衛生の維持に従事する。
- (7) 栄養士は給食の献立作成及び調理給食の指導に従事する。
- (8) 調理師は給食業務に従事する。
- (9) 事務員は日々の事務に従事する。

- (10) 保育補助は保育士の補助に従事する。
- (11) 嘱託医は児童の健康管理及び医務に従事する。

2. 園長が必要と認める時はこれを変更しまた臨時に職務を定めることができる。

(事業)

第9条 保育園において行う事業は、次のとおりとする。

(1) 児童に対する保育

(2) 延長保育事業

(保育を提供する日)

第10条 保育園において第9条第1項第1号の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

(保育を提供する時間)

第11条 保育園において第9条第1項第1号の保育を提供する時間は、第10条の保育を提供する日において、次に定める児童の認定区分に応じた時間の範囲内において保育時間を定めて行うものとする。

児童の認定区分	時間
標準時間認定	午前7:00 から午後6:00 まで
短時間保育認定	午前8:30～午後4:30 まで

※災害時は、休園又は時間短縮の保育を提供する場合がある。

(保育料等)

第12条 入園児の保護者は、第9条第1項第1号の保育に要する費用（以下「保育料」という。）を保護者の居住する市区町村が定めるところにより、当該市区町へ納付しなければならない。

2. 第1項に定めるもののほか、「重要事項説明書」に定める実費を徴収するものとする。

(利用定員)

第13条 保育所の子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による利用定員は次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童 75人
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童 65人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第 14 条 保育園は、児童福祉法第 24 条に規定に基づき市区町村が行う利用調整の結果、同条の規定により当該市区町村から保育所における第 9 条第 1 項第 1 号の保育を行うことの委託を受けたときは、これに応じるものとし、当該保育を開始するものとする。

2 保育園は前項の市区町村が、第 9 条第 1 項第 1 号の保育を行うことの委託を解除したときは、当該保育を終了することができるものとする。

(緊急時における対応)

第 15 条 保育園は、現に保育その他事業を行っているときに児童に体調の急変が生じた場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 保育園は、保育その他事業の実施時事故が発生した場合は、前項の措置を講じるほか、府中市に連絡するものとする。

3 保育園は、前項の場合において、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 保育園は、保育その他事業の実施により賠償すべき事故が発生した場合には、害賠償を速やかに行うよう努める。

(非常災害対策)

第 16 条 保育園は消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い定期的に訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練のうち、非難訓練および消火訓練については少なくとも毎月 1 回行うものとする。

3 災害時の避難場所

避難場所 府中第八小学校・東京競馬場・八幡なかよし広場・西藏院

風水害時避難場所 府中愛児園・浅間中学校・西藏院

(虐待防止等の措置)

第 17 条 保育園は、入園児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じるものとする。

(延長保育事業)

第18条 第9条第1項第2号の延長保育事業は、保育園に入所している児童が、やむを得ない理由により第11条の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 入園児について延長保育事業の利用を希望する保護者は、別に定めるところにより、施設長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 前項の保護者は、規則で定めるところにより、別表に定める額の延長保育料を納付しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、延長保育事業の実施及び利用に関し必要な事項は、「是政保育園延長保育について」で定める。

(文書の取り扱い)

第19条 文書は正確・迅速・丁寧に取り扱い、業務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第20条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しの出来る様、常に整備し、紛失・火災・盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第21条 備えるべき帳簿及び保存年限は別表の通りとする。

(その他の事項)

第22条 この規定に定めるもののほか、保育園の管理及び運営に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(改正)

第23条 この規定を改正するときは、宗教法人西藏院責任役員会の議決を経るものとする。

付則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、令和7年4月1日から施行する。